

告 示

埼玉県監査委員告示第十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第四項の規定により、住民監査請求に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成二十二年十一月二十六日

埼玉県監査委員 根 岸 和 夫

埼玉県監査委員 米 田 正 巳

第1 監査の請求

1 請求人

川越市 塚本 千恵子

2 請求書の受付

平成22年10月8日

3 請求の内容

(1) 請求の要旨

埼玉県知事は、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、県議会の会派に県政調査費を交付している。

県議会では、平成21年4月に「県政調査費の運用指針」（以下「運用指針」という。）を制定し、その制定については、「県議会だより 117」にも掲載され、広く県民に報じられた。

平成21年度県政調査費の支出について、議会自ら制定した運用指針から逸脱した用途がある。

(2) 請求する措置の内容

知事は埼玉県政調査研究会ほか5会派に対して、県政調査費（28件 合計689,286円）の返還請求をするよう求める。

(3) 請求の理由

ア 埼玉県政調査研究会

(A) 平成21年5月29日、ガソリン代、返還要求額3,355円

当日は5月臨時会が開かれた日である。レシートに記載されている給油時刻は臨時会の最中であるため、運用指針の交通費の「議員が別に費用弁償を受ける場合には、県政調査費を充当できない。」及び「会期中に給油した分には充当できない。」に抵触する。

イ 政調費公開の会

(B) 平成21年7月3日、ガソリン代、返還要求額20,655円

領収書に6月中の給油日と給油量の記載がなく、運用指針の「一般的記載事項の一部が記載されていない場合は、「領収書等貼付用紙」の余白に補記する。」が守られておらず、運用指針から逸脱している。

領収書には「6月分ガソリン代」の記載があるが、6月3日～5日には常任委員会視察があり、また6月定例会などで費用弁償を受けている日の給油と重複していないという証明ができていない。

運用指針の基本的原則の「関係書類を整理・保管すること」に抵触する。

月ごとに支払うのであれば、給油時の納品書添付が不可欠であり、一般的な

記載事項が欠落した領収書は証拠書類とは認められない。

(C) 平成21年9月25日、郵送費、返還要求額7,800円

レシートを見ると北米や中米に何らかの物を郵送した料金であると思われる。埼玉県県政調査費の交付に関する条例(平成13年条例第50号。以下「条例」という。)第1条の趣旨「議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として」に反する支出である。

ウ 無所属刷新の会

(D) 平成21年6月5日、消耗品、返還要求額4,876円

当該支出の項目は「事務費」であるが、「事務所費」が正しいと言える。また、85%に按分して支出しているが、トイレ消臭剤が一度に6個、トイレ掃除シートが一度に6個など大量であり、按分しても県政調査費として認められない。運用指針の基本的原則の「社会通念上妥当な範囲内の実費に充当するものであること」に抵触する。

(E) 平成22年3月1日、広報誌等発行費、返還要求額10,000円

平成21年12月8日、広報誌等発行費、返還要求額8,000円

平成21年9月8日、広報誌等発行費、返還要求額4,000円

平成21年11月24日、広報誌等発行費、返還要求額31,840円

平成21年5月8日、広報誌等発行費、返還要求額8,000円

平成21年5月8日、広報誌等発行費、返還要求額8,000円

切手やはがきの購入代金である。大量の切手やはがきは金券ショップなどで換金できるため、運用指針の基本的原則の「資産形成につながるものでないこと」に抵触する。広報誌の送料は、料金別納により支払うべきであって、発送通数などを明確にすることで県政調査費の証拠書類と言える。

(F) 平成21年4月1日、広報誌等発行費、返還要求額2,400円

「フレーム切手」とは、80円切手が10枚のシート切手であり、デザイン性により割高な切手シートである。広報誌を県民に郵送する場合5割も高い送料となるため、運用指針の基本的原則の「社会通念上妥当な範囲内の実費に充当するものであること」に抵触する。

エ 高志会

(G) 平成21年7月17日、スピーカー代、返還要求額20,000円

スピーカー代、返還要求額20,000円

スピーカー代、返還要求額24,680円

平成21年9月10日、キャビネット・送料、返還要求額26,565円

キャビネット代、返還要求額24,150円

キャビネット代、返還要求額27,300円

平成21年9月19日、スチールラック代、返還要求額25,200円

スチールラック代、返還要求額25,200円

ワゴン・送料、返還要求額、24,570円

領収書ナンバーが連続しており、同日に同時に購入したものである。事務費の備品購入費の上限が3万円に設定されていることから、それに準じて3万円

を超えない金額になるよう、領収書を3枚に分割し収入印紙の貼付を省いたのではないかと考えられる。

また、9月10日の領収書より9月19日の領収書ナンバーが若くなっており、不自然さが見られる。

販売業者が領収書を3万円未満となるように分割して発行した場合、印紙税法上明確な禁止規定がないため追徴課税は出来ない。なお、印紙の貼付がない領収書でも有効性には変わりはない。しかし、収入印紙の貼付免脱行為を県議会議員が容認し、県政調査費の証拠書類への使用を認めれば、運用指針の事務費において備品購入費は「3万円を超える場合には充当できない。」とされているにもかかわらず、領収書の分割発行によりすべて県政調査費を認めることになる。運用指針の基本的原則の「資産形成につながるものでないこと」に抵触するかの判断は恣意的となる。上記領収書を証拠書類と認めることはできない。

オ 元気塾

(H) 平成21年5月30日、ガソリン代、返還要求額16,257円

平成21年6月22日、ガソリン代、返還要求額16,257円

上記2件は、同一支払いに重複して領収書を発行させ使用している。県政調査費を詐取したものと言える。

5月30日の領収書は給油日の記載がなく、運用指針の「一般的記載事項の一部が記載されていない場合は、「領収書等貼付用紙」の余白に補記する。」を守っていない。領収書には「5月分ガソリン代」とだけ記載されており、臨時会や視察など費用弁償を受けている日に給油した可能性があるなど、重複していないという証明ができていない。

月ごとに支払う場合、給油時の納品書添付が不可欠である。「一般的な記載(給油日・購入日)事項」が欠落した領収書は証拠書類とは認められない。

6月22日は6月定例会開会日であるため、運用指針の交通費の「議員が別に費用弁償を受ける場合には、県政調査費を充当できない。」及び「会期中に給油した分には充当できない。」に抵触する。

「単価」「給油量」の記載がない領収書は、証拠書類として認められない。

(I) 平成21年7月30日、ガソリン代、返還要求額13,427円

領収書に7月中の給油日の記載がなく、運用指針の「一般的記載事項の一部が記載されていない場合は、「領収書等貼付用紙」の余白に補記する。」に抵触する。領収書には「7月分ガソリン代」とだけ記載されており、費用弁償や日当を受けている日に給油した可能性があるなど、重複していないという証明ができていない。

月ごとに支払うのであれば、給油時の納品書添付が不可欠である。

「単価」「給油量」「給油日」の記載がないため、証拠書類として認められない。

(J) 平成21年10月1日、ガソリン代、返還要求額4,934円

10月1日は、本会議のために費用弁償が支払われている上に、9月定例会

の会期中であるため、運用指針の交通費の「議員が別に費用弁償を受ける場合には、県政調査費を充当できない。」及び「会期中に給油した分には充当できない。」に抵触する。

(K)平成21年10月31日、ガソリン代、返還要求額13,055円
「単価」「給油量」「給油日」の記載がないため、証拠書類として認められない。

(L)平成22年1月5日、ガソリン代、返還要求額4,988円
「単価」「給油量」の記載がないため、証拠書類として認められない。

(M)平成22年3月5日、ガソリン代、返還要求額9,277円
3月5日は2月定例会会期中であるため、運用指針の交通費の「議員が別に費用弁償を受ける場合には、県政調査費を充当できない。」及び「会期中に給油した分には充当できない。」に抵触する。
「単価」「給油量」の記載がないため、証拠書類として認められない。

カ 貫徹の会

(N)平成21年11月17日、はがき代、返還要求額284,500円
当該会派は一人会派であったが、議員が辞職したため会派は消滅した。その辞職間際の11月17日に大量のはがきを購入している。5,690枚もののはがき購入は、後援会活動、選挙活動などの色合いが濃い。どのように調査研究に必要であったかの証明が必要である。また、はがきなどは金券ショップで換金できるため、運用指針の基本的原則の「資産形成につながるものでないこと」に抵触する。

第2 監査委員の除斥

本件請求については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第199条の2の規定により、議員である神山佐市委員及び鈴木義弘委員は監査手続きに加わらなかった。

第3 請求の要件審査

請求人は公金支出の不当性を主張しており、本件請求は法第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認めた。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

埼玉県政調査研究会ほか5会派に対して交付している「平成21年度県政調査費の用途にかかる不当支出の件」として摘示のあった支出を監査の対象とした。

2 監査対象機関

議会事務局総務課

3 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成22年10月29日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人から陳述があった。

請求人の陳述の際、法第242条第7項の規定に基づき、議会事務局総務課職員が立ち会った。なお、証拠の提出はなかった。

また、同日、議会事務局総務課職員の陳述の聴取を行った。その際、法第242条第7項の規定に基づき、請求人が立ち会った。

(1) 請求人の陳述の要旨

ア 条例は平成13年2月定例会において議員提案により制定された。交付される側が条例提案をしているという矛盾がある。

イ さらに、条例の最後には「県政調査費に関し必要な事項は、議長が定める。」とあり、あくまで議会が使うお金に「知事には口出しをさせないぞ」という姿が見える。

ウ 埼玉県県政調査費の交付に関する規程（平成13年議会告示第3号。以下「規程」という。）第6条の「使途基準」は、議会の判断で書き換えができないよう、条例の中に入れられるべきものである。

エ 運用指針は平成21年4月に県議会が作成したが、本来は知事が運用指針を示すべきものである。交付する側が使い方のルールを定めて交付するのが当然であるが、県政調査費については条例も規程も運用指針も県議会に決めさせている。

オ 一方、知事によって議会の自由な活動が妨げられてはいけないという考え方がない訳ではないが、知事は議員が使う議会費や県政調査費に対する責任を負う立場にあり、議員が不当に使った公費があっても、責任を負うのは知事である。

カ 運用指針の基本的原則には「社会通念上妥当な範囲内の実費に充当するものであること」と書かれている。議員と県民の社会通念にズレがある場合、それを埋めるためにあるものが指針などのルールや基準である。そのルールである運用指針が恣意的に作られている例が3つある。

キ 一つ目の例は、規程第7条では「収支報告書を提出するときは、県政調査費の支出に係る領収書その他の支出の事実を証する書類（証拠書類）の写しを併せて提出しなければならない。」としている。しかし、運用指針の「証拠書類」では、領収書を亡失した場合は支出証明書を作成することとなっており、規程の「支出の事実を証する書類」が、運用指針の中では議会会派の書いた書類で代行されている。

ク 二つ目の例は、運用指針の調査研究費のガソリン代で、「活動補助費の中の交通費に一括して計上する。」となっており、どのような調査研究にガソリン代が必要であったかを証明しないようにしている。

ケ 三つ目の例は、運用指針の「按分の考え方」で、「県政調査費は、県政調査活動のみに充当できる。その他の活動（政党活動、後援会活動等）と混在する場合は、議員の活動実態に応じて会派が定めた割合により按分して充当することができる。」としているが、その他の活動との割合が不明確であり、また、同じ会派の中でも議員によって割合がまちまちである。

コ 最後に、監査委員は何を基準に監査するのか、監査基準を監査結果の中で示すようお願いします。

(2) 議会事務局総務課の陳述の要旨

規程によれば、県政調査費の支出を証明するためには、領収書等証拠書類の写しを提出すればよいとされている。一方、書類だけでは県政調査費が充当できるものに充当したかを確認することが困難なものがあることも事実である。したがって、議会事務局としては、議長の指示の下、書類の受理に当たっては、運用指針に合致しているか、必要があれば会派（議員）に対面等により確認している。

(A) については、当該議員は当日の臨時会を欠席しており、費用弁償は支給されていない。会議録にも記録があり、問題ないと考えている。

(B) については、領収書等の写しの受理に当たり、会期中の給油等が含まれていないか議員に対面で確認しており、問題ないと考えている。

(C) については、フィンランドの知人から借りた福祉関係の書籍類一式の返却のための送料であることを議員に確認しており、問題ないと考えている。

(D) については、トイレ用品6個は「社会通念上妥当な範囲内の実費」であり、問題ないと考えている。なお、項目の分類は事務費が妥当と考える。

(E) については、切手やはがきは、広報誌等の発送用で使用したことを議員に確認しており、問題ないと考えている。

(F) については、このフレーム切手は、80円切手10枚分の800円のを1,200円で購入したものである。これを2セット買ったので800円の差額があるが、これについては平成22年10月20日に県に返納された。なお、切手の実費代である合計1,600円分については、広報誌の送付のために使用したことを議員に確認しており、この点は問題ないと考えている。

(G) については、複数台のスピーカー及びキャビネットの購入ということを経営者に確認しており、問題ないと考えている。

(H) については、議員に確認したところ、誤って重複して提出したものであるとのことであった。

当該会派は平成21年度に県政調査費600万円の交付を受けたのに対し、601万4,832円の領収書が提出されていたことから14,832円分の差額があった。そこで、領収書が重複していたため減額する16,257円と、この14,832円との差額1,425円が平成22年10月21日に県に返納された。

なお、給油日等の指摘については、領収書等の写しの受理に当たり、会期中の給油等が含まれていないことを議員に確認しており、適正なものと考えている。

(I) から (M) についても同様に、会期中の給油等が含まれていないことを議員に確認しており、適正なものと考えている。

(N) については、県政報告用のはがきの送付代であると議員に確認しており、問題ないと考えている。なお、議員の辞職期日は平成21年12月1日である。

(3) 議会事務局総務課の陳述に対する請求人の意見の要旨

- ア 県民に対して報告書等を送付するときは、料金別納郵便にするなどし、領収書で発送日時、通数を確認できるようにするべきである。
- イ 切手は換金できるものであり、大量購入することは問題がある。
- ウ ガソリン代について、本来証拠書類とは給油日等の詳細が確認できるもの、例えばガソリンスタンドが出す請求書などであり、月ごとの金額のみ記載の領収書だけでは証拠書類と認められない。

第5 監査の結果

本件請求については、合議により次のとおり決定した。

本件請求は、理由がないものと判断し棄却する。

以下、監査対象機関の説明、事実関係、監査対象事項に対する判断について述べる。

1 監査対象機関の説明

議会事務局総務課から関係書類の提出を受け調査を行うとともに、事実関係などを確認するため平成22年10月29日に監査を実施した。

(1) ガソリン代と費用弁償との関係について

運用指針の交通費に「議員が別に費用弁償を受ける場合には、県政調査費を充当できない。」とあり、判断基準としては、費用弁償の対象となる支出に重複して県政調査費が充当されていないか具体的に確認する。

例えば、委員会活動のため自動車で登庁するに際してガソリンを給油した場合、委員会活動を行うために要する費用につき費用弁償が議員に支給されることから、当該給油への県政調査費の充当は認められない。

また、給油日だけで判定するわけではなく、例えば、費用弁償が支給される日に議会活動のために議事堂に登庁する場合、その途中で給油したガソリンには県政調査費を充当できないが、その議会活動が終わって帰宅し、改めて議員が調査研究活動を行うために給油したものであれば充当できる。

(2) 領収書等の確認について

量が膨大であることから、全会派の了解の下、年度終了後の収支報告を待たずに四半期ごとに領収書等の提出を求め、事前に確認をしている。

(3) 議員に対する運用指針等の周知について

全議員を対象とした運用指針等の説明会を平成21年4月に開催したのを始め、(2)の事前確認の際、個々の会派及び議員に対して運用指針等の周知を図っている。

(4) 月ごとに支払う場合のガソリン代領収書について

規程では領収書等の提出が定められており、一般に、給油日等の記載は領収書の要件とはならない。なお、運用指針においても給油日、給油量、単価等の詳細な記載について義務付けはない。

- (5) 県政調査活動とその他の活動との按分について
ガソリン代については、県政調査活動に専用で使用している車両の場合は 100% 充当としている。私的な用務等他の用務と兼用で使用している場合は、会派の基本的な考え方及びそれに基づく実態に沿って按分率が定められている。
- (6) 所属年度区分について
運用指針の「県政調査費 領収書等貼付用紙」等では支出年月日を書くこととされており、支出年月日で整理している。
- (7) 領収書を亡失した場合について
運用指針において「領収書を亡失した場合」は「県政調査費 支出証明書」を作成することとされており、運用指針の基本的原則の「必ず会派において関係書類を整理・保管すること」には抵触しない。
- (8) 「領収書等貼付用紙」の余白の補記について
月ごとの支払のガソリン代について、運用指針において「一般的記載事項の一部が記載されていない場合は、「領収書等貼付用紙」の余白に補記する。」とある。一般に、また運用指針で定められている領収書の一般的記載事項は、年月日、金額、使途、発行者及び宛名の 5 項目であり、その項目が抜けている場合に補記することとされている。
- (9) 条例第 8 条の議長の調査について
会派から提出された収支報告書及び証拠書類について、議長の調査する権限に基づいて、議会事務局総務課職員が調査している。最終的に議長に報告し、議長は適正と判断している。

2 事実関係

監査対象事項について、議会事務局総務課に対する監査及び関係書類の調査を実施した結果、次の事項を確認した。

- (1) 県政調査費制度について
平成 12 年 4 月に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(平成 11 年法律第 87 号) が施行され、地方公共団体の自己決定権、自己責任が拡大した。これに伴い、地方議会の審議能力の強化による活性化が求められることとなった。
このような状況から、同年 5 月、法が改正され、平成 13 年 4 月から政務調査費制度が導入された。
- ア 根拠法
法第 100 条第 14 項において「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合

において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」と規定している。

また、同条第15項において「前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定している。

イ 根拠条例等

法のこうした規定を受け、本県では「埼玉県県政調査費の交付に関する条例」及び「埼玉県県政調査費の交付に関する規程」を制定した。

本県の県政調査費制度の主な内容は次のとおりである。

交付対象（条例第2条）

県政調査費は、議長に届出のあった会派（所属議員が1人の場合を含む。）に対し交付する。

交付額等（条例第3条）

県政調査費は、月額50万円に所属議員の数を乗じて得た額を交付する。

所属議員の数は、月の初日における各会派の所属議員数による。

交付決定（条例第4条）

知事は、議長から会派に係る通知を受けたときは、速やかに県政調査費の交付決定を行い、会派の代表者に通知しなければならない。

請求及び交付（条例第5条）

会派の代表者は、毎四半期ごとに当該四半期に属する月数分の県政調査費を請求するものとする。

知事は、請求があったときは、県政調査費を交付するものとする。

用途（条例第6条）

会派は、県政調査費を議長が別に定める用途基準に従い使用しなければならない。

収支報告（条例第7条）

会派の代表者は、県政調査費に係る収入及び支出の報告書（収支報告書）を、年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

議長の調査（条例第8条）

議長は、県政調査費の適正な運用を期するため、収支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行うものとする。

返還（条例第9条）

会派は、その年度において交付を受けた県政調査費の総額から、当該会派がその年度において行った県政調査費による支出の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の県政調査費を返還しなければならない。

ウ 県政調査費の用途基準（規程第6条）

条例第6条に規定する用途基準は、下表のとおりである。

分類	項目	内容	主な例
調査研究・政策立案活動費	調査研究費	県政調査活動として行う視察・研修等の実施・参加及び外部への調査研究委託等に要する経費	交通費、宿泊費、食事代、レンタカー・バス借上代、調査先入場料、調査先への土産代、傷害保険料、通訳・翻訳・速記代、講師等謝礼、会場・機器等借上代、看板代、茶菓代、参加費、資料購入費、資料作成費、調査研究等委託費等
	会議費	県政調査活動として開催・出席する会派内・会派間会議等に要する経費	交通費、宿泊費、食事代、通訳・翻訳・速記代、講師等謝礼、会場・機器等借上代、看板代、茶菓代、資料購入費、資料作成費等
	グループ活動費	県政調査活動として行う議員連盟活動等に要する経費	交通費、宿泊費、食事代、茶菓代、県政調査活動を主目的とする議員連盟の視察等参加費、会派内・会派間の調査研究又は立案を目的としたグループの視察等参加費等
広聴・広報活動費	広聴費	県政調査活動として行う各種団体等との意見交換、行政関係者からの意見聴取、県民からの相談や要望の聴取、アンケート調査等に要する経費	交通費、宿泊費、食事代、会場・機器等借上代、看板代、茶菓代、資料購入費、資料作成費、アンケート調査費、地域団体等各種団体との意見交換会等に必要な会費等
	広報紙（誌）等発行費	県政調査活動として行う広報紙（誌）等の作成・発行に要する経費	広報紙（誌）・県政調査報告書等の印刷・製本代、原稿料、委託料、デザイン代、写真代、コピー代、はがき代、新聞折込代、送料等
	ホームページ等作成・管理費	県政調査活動として行うホームページ・ブログ等の作成・管理に要する経費	ホームページ・ブログ作成管理委託料、保守料等
	県政報告等活動費	県政調査活動として行う県政報告会や街頭広報等に要する経費	交通費、会場・機器等借上代、看板代、茶菓代、資料購入費、資料作成費、通訳・速記代、機材費、自動車リース代、道路使用許可申請手数料等
活動補助	人件費	県政調査活動のため雇用する職員及び臨時職員等に要する経費	給料、賃金（臨時職員）各種手当、社会保険料、負担金等
	事務所費	県政調査活動のため必要な事務所の設置及び維持に要する経費	賃借料、管理費、県政調査活動に必要な造作費、仲介手数料、礼金、清掃・修繕等維持管理経費、負担金等
	事務費	県政調査活動のため必要な事務に要する経費	事務用品代（文具・コピー用紙等）備品購入費、備品等修理費、事務機器リース・保守料、固定電話使用料、インターネット接続経費・使用料、ケーブルテレビ利用料、光熱水費、送料、茶菓代、来客等駐車場賃借料、携帯電話使用料、名刺代、負担金等

助 費	資料購入・作成費	県政調査活動のため日常的に必要な資料の購入・作成に要する経費	書籍・報告書等購入費、ビデオテープ・DVD・CD-ROM等購入費、有料データベース代、コピー代、印刷・製本代、原稿料、写真代、パネル代、新聞・雑誌購読料、事典辞書・法令集等購入費等
	交通費	県政調査活動のため日常的に必要な交通費	電車代、バス代、タクシー代、高速道路料金、駐車場代、ガソリン代、自動車の維持管理費用、自動車リース代等

備考 県政調査活動とは、議員の職務を遂行するのに必要な調査研究、政策立案、広聴、広報等の活動を行う。

(2) 運用指針について

本県議会では条例等施行後、制度の透明性の向上等を図るため検討を重ねてきたが、平成21年3月「議会あり方研究会」が議長に検討結果を報告・提言した。

これを踏まえ、県政調査費について、その支出に係る領収書等の写しの提出が義務付けられるとともに原則として公開することとし、規程を改正するとともに「県政調査費の適正な運用を図るために各会派が参照すべき事項」として平成21年4月に運用指針を制定した。

(3) 平成21年度県政調査費の流れ

ア 平成21年3月28日までに各会派から議長に会派の届出を提出

イ 4月1日、議長から知事へ会派について通知

ウ 4月1日、知事から各会派に合計5億4,600万円を交付決定(50万円×会派の議員数91人×12か月)

エ 4月1日、各会派から知事へ第1四半期分を請求(四半期ごとに請求)

オ 4月15日、知事から各会派へ合計1億3,650万円を交付(四半期ごとに50万円×会派の議員数×3か月分を各会派の口座へ振り込む)

カ 7月(四半期終了後)に各議員は証拠書類等を整理し会派へ提出し、各会派の経理責任者が同書類の内容をチェックし議会事務局へ提出。その後、議会事務局職員が同書類の内容をチェックし各会派に返還(チェック後の証拠書類等は会派が保管)

(以後、第3四半期まで同じ)

キ 平成22年4月中旬までに各議員は証拠書類等を整理し会派へ提出

ク 4月30日までに会派の経理責任者は同書類の内容をチェックし、提出用コピーを作成し議会事務局へ提出

ケ 5月1日、議会事務局は収支報告書等の情報公開請求を受理(7月1日から公開)

コ 5月18日までに議会事務局職員は内容をチェックし、収支報告書の写しを知事へ送付

サ 5月18日、収支報告書に残余がある場合、知事は交付決定を減額、返納通知書を該当会派へ送付

シ 返納通知書を受けた会派は残余額を返納

(4) 議会事務局によるチェック

議会事務局は、四半期ごとの具体的な確認作業として、会派の県政調査費経理責任者が確認した収支報告書及び証拠書類の内容について、その書類の記載方法、県政調査費の充当金額や充当割合、数字の転記・集計結果をチェックするとともに、条例や規程、運用指針に照らして誤りがないか外形的な点検・確認を行っている。

報告内容の確認に当たっては、議員活動の自主性、自律性を尊重しつつ、支出された経費が議員の調査研究活動に係るものか、必要に応じて会派の経理責任者又は議員に確認している。

(5) ガソリン代について

ア 県政調査費のガソリン代への充当についての基本原則は、運用指針の交通費の「議員が別に費用弁償を受ける場合には、県政調査費を充当できない。」である。

この判断基準は、費用弁償の対象となる職務を行うために要する費用に県政調査費が充当されていないかである。

イ ただし、定例会会期中については、費用弁償との重複の有無にかかわらず、運用指針において「会期中に給油した分には充当できない。」としている。

ウ また、給油日と費用弁償を受けた日が重複していても、費用弁償の支給対象となる職務を行うために要する費用に充てたものでない場合、例えば、議会への登庁に使用する車両とは別の県政調査活動専用車を使用して事務所の職員等が県政調査活動を行う場合などは、県政調査費を充当できる。

エ 月ごとに支払う場合の領収書や月ごとの支払であるのか給油の都度の支払であるのか判然としない領収書、引落記録がある通帳のコピー等には給油日が記載されていないか明らかでない。こうした場合議会事務局では、領収書等の写しの受理に当たり、費用弁償の支給実績等と対比して、定例会会期中に給油日がないことや費用弁償との重複がないことを会派（議員）に口頭で確認している。

オ 規程では領収書等の提出について規定されているが、給油日、給油量、単価等の詳細を記載することは必ずしも領収書の要件とはなっていない。

なお、規程及び運用指針には、そうした詳細が分かる書類の提出については規定されていない。

カ 運用指針において「領収書等貼付用紙」の余白に補記が必要とされているのは、領収書に一般的に記載されている年月日、金額、使途、発行者及び宛名の一部が記載されていない場合であり、給油日、給油量、単価等について余白に補記することは規定されていない。

キ 領収書を亡失した場合は、運用指針において「県政調査費 支出証明書」を作成することにより県政調査費の充当を認めている。

3 監査対象事項に対する判断

(1) 監査の視点

ア 県政調査費制度の根拠規定である法第100条第14項は「条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。」と規定し、同条第15項において、政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、収入及び支出の報告書を、政務調査費の予算執行行為を行う知事ではなく、議会の代表である議長に提出するように定めている。

また本県では、法の規定に基づいて定めた条例第10条において「この条例に定めるもののほか、県政調査費に関し必要な事項は、議長が定める。」と規定し、この委任規定に基づき規程が制定されている。

県政調査費の使途基準についても条例第6条及び規程第6条に基づき議長が定めており、また、収支報告書や領収書等の関係書類の提出を受ける権限やそれらを調査する権限についても、知事ではなく議長に与えられている。

以上のとおり、県政調査費制度については、議会の自主性、自律性を尊重する制度となっており、平成21年12月17日最高裁判決においても、「(略)このような政務調査費条例及び政務調査費規程の定め並びにそれらの趣旨に照らすと、政務調査費条例は、政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される。」とされている。

イ 以上のことから、監査に当たっては、会派等の自主性、自律性を尊重した上で、一般的、外形的に県政調査費の使途基準に該当するか否かを確認することとする。

ウ その確認に当たっては、条例、規程及び運用指針を基準とし、運用の取扱いについては議会事務局に対する調査や監査を通じて確認する。

エ 規程や運用指針で定める県政調査費の使途基準に明らかに逸脱したものについては、県政調査費の返還を求めることとする。

監査委員は以上のような視点に立って監査を行い、請求人から県政調査費の不当な支出として指摘された事項について判断する。

(2) 判断

ア 埼玉県政調査研究会

(A) 平成21年5月29日、ガソリン代、返還要求額3,355円

当日は、臨時会が開かれており、請求人は、費用弁償との関係や会期中の取扱いを定めた運用指針の規定に抵触すると主張している。

調査の結果、当該議員は臨時会を欠席しており費用弁償は受けていないことを確認した。「議員が別に費用弁償を受ける場合には、県政調査費を充当できない。」との原則に抵触しておらず、問題は認められなかった。

イ 政調費公開の会

(B) 平成 2 1 年 7 月 3 日、ガソリン代、返還要求額 2 0 , 6 5 5 円

請求人は、領収書に 6 月中の給油日と給油量の記載がなく、6 月定例会などでの費用弁償との重複がない旨の証明がない等の主張をしている。

これに対し議会事務局からは、領収書等の写しの受理に当たり、費用弁償の支給実績等と対比して、定例会会期中の給油や費用弁償との重複がないことを議員に對面で確認した旨の説明があった。また、前記「2 事実関係」で確認したとおり「領収書等貼付用紙」の余白への補記や関係書類の整理・保管、納品書の添付について、運用指針への抵触は認められなかった。

(C) 平成 2 1 年 9 月 2 5 日、郵送費、返還要求額 7 , 8 0 0 円

請求人は、国際郵便の郵送料は県政調査費の趣旨に反する支出であると主張している。

これに対し議会事務局からは、議員がフィンランドの知人から借りた福祉関係の書籍類一式の返却送料であることを確認した旨の説明があり、問題はないと判断した。EMS 第 2 B はヨーロッパへの国際郵便である。

ウ 無所属刷新の会

(D) 平成 2 1 年 6 月 5 日、消耗品、返還要求額 4 , 8 7 6 円

請求人は、当該支出の項目は「事務費」ではなく「事務所費」が正しいと主張するとともに、トイレ消臭剤等を一度に 6 個ずつなど大量に購入していることは、「社会通念上妥当な範囲内の実費」とする運用指針に抵触すると主張している。

これに対し議会事務局からは、支出項目は消耗品として「事務費」が妥当であり、按分もされて「社会通念上妥当な範囲内の実費」であるとの見解が示され、特段の問題はないものと判断した。

(E) 平成 2 2 年 3 月 1 日、広報誌等発行費、返還要求額 1 0 , 0 0 0 円

平成 2 1 年 1 2 月 8 日、広報誌等発行費、返還要求額 8 , 0 0 0 円

平成 2 1 年 9 月 8 日、広報誌等発行費、返還要求額 4 , 0 0 0 円

平成 2 1 年 1 1 月 2 4 日、広報誌等発行費、返還要求額 3 1 , 8 4 0 円

平成 2 1 年 5 月 8 日、広報誌等発行費、返還要求額 8 , 0 0 0 円

平成 2 1 年 5 月 8 日、広報誌等発行費、返還要求額 8 , 0 0 0 円

請求人は、大量の切手やはがきは金券ショップなどで換金できるものであり、運用指針の「資産形成につながるものでないこと」に抵触すると主張している。

これに対し議会事務局からは、切手やはがきは、広報誌等の発送用であることを議員に對面で確認した旨の説明があり、運用指針への抵触は認められなかった。

(F) 平成 2 1 年 4 月 1 日、広報誌等発行費、返還要求額 2 , 4 0 0 円

請求人は、割高なフレーム切手代は「社会通念上妥当な範囲内の実費」ではなく運用指針に抵触すると主張している。

これに対し議会事務局からは、8 0 円のフレーム切手 1 0 枚分を 1 2 0 0 円で 2 セット購入したものであり、広報誌の送付用に使用したことを議員に確認した旨、また通常料金との差額 8 0 0 円については、平成 2 2 年 1 0 月 2 0 日

に県に返納された旨の説明があり、返還の事実を確認した。

エ 高志会

(G) 平成21年7月17日、スピーカー代、返還要求額20,000円

スピーカー代、返還要求額20,000円

スピーカー代、返還要求額24,680円

平成21年9月10日、キャビネット・送料、返還要求額26,565円

キャビネット代、返還要求額24,150円

キャビネット代、返還要求額27,300円

平成21年9月19日、スチールラック代、返還要求額25,200円

スチールラック代、返還要求額25,200円

ワゴン・送料、返還要求額、24,570円

請求人は、備品購入費の上限額である3万円を超えないように故意に領収書を分割していると主張している。

これに対し議会事務局からは、複数台の物品の購入であることを議員に対面で確認したとの説明があり、問題はないものと判断した。

オ 元気塾

(H) 平成21年5月30日、ガソリン代、返還要求額16,257円

平成21年6月22日、ガソリン代、返還要求額16,257円

請求人は、同一の支払いに重複して領収書を使用している等の主張をしている。

これに対し議会事務局からは、議員に確認したところ誤って重複して提出されていたことが判明したとの説明があった。当該会派は平成21年度の県政調査費として600万円の交付を受けていたのに対し、領収書等は601万4,832円分が提出されていたため、14,832円の差額があった。そして、領収書の重複により減額する16,257円と14,832円との差額1,425円が平成22年10月21日に県に返納された旨の説明があり、返還の事実を確認した。

また、給油日等については領収書等の写しの受理に当たり、会期中の給油等が含まれていないことを確認した旨の説明があり、運用指針への抵触は認められなかった。

(I) 平成21年7月30日、ガソリン代、返還要求額13,427円

請求人は、領収書に7月中の給油日の記載がなく、費用弁償と重複がない旨の証明がない等の主張をしている。

これに対し議会事務局からは、領収書等の写しの受理に当たり、費用弁償の支給実績等と対比して、定例会会期中の給油や費用弁償との重複がないことを議員に対面で確認した旨の説明があった。また、前記「2事実関係」で確認したとおり「領収書等貼付用紙」の余白への補記や納品書の添付について、運用指針への抵触は認められなかった。

(J) 平成21年10月1日、ガソリン代、返還要求額4,934円

請求人は、当日は本会議のために費用弁償が支払われている上に、9月定例

会の会期中であるため運用指針の規定に抵触すると主張している。

これに対し議会事務局からは、領収書等の写しの受理に当たり、費用弁償の支給実績等と対比して、定例会会期中の給油や費用弁償との重複がないことを議員に対面で確認した旨の説明があり、運用指針への抵触は認められなかった。

(K)平成21年10月31日、ガソリン代、返還要求額13,055円

請求人は、領収書に「単価」「給油量」「給油日」の記載がないため証拠書類として認められないと主張している。

前記「2事実関係」で確認したとおり、「単価」等の詳細を記載することは領収書の要件となっておらず、議会事務局からは、領収書等の写しの受理に当たり、費用弁償の支給実績等と対比して、定例会会期中の給油や費用弁償との重複がないことを議員に対面で確認した旨の説明があり、運用指針への抵触は認められなかった。

(L)平成22年1月5日、ガソリン代、返還要求額4,988円

請求人は、領収書に「単価」「給油量」の記載がないため証拠書類として認められないと主張している。

前記「2事実関係」で確認したとおり、「単価」等の詳細を記載することは領収書の要件となっておらず、議会事務局からは、領収書等の写しの受理に当たり、費用弁償の支給実績等と対比して、定例会会期中の給油や費用弁償との重複がないことを議員に対面で確認した旨の説明があり、運用指針への抵触は認められなかった。

(M)平成22年3月5日、ガソリン代、返還要求額9,277円

請求人は、当日は2月定例会会期中であるため運用指針の規定に抵触していると主張している。

これに対し議会事務局からは、領収書等の写しの受理に当たり、費用弁償の支給実績等と対比して、定例会会期中の給油や費用弁償との重複がないことを議員に対面で確認した旨の説明があり、運用指針への抵触は認められなかった。

カ 貫徹の会

(N)平成21年11月17日、はがき代、返還要求額284,500円

請求人は、議員辞職する間際の11月17日に大量のはがきを購入していることについて、他用途への使用や換金の可能性を問題視している。

これに対し議会事務局からは、議員に対面で県政報告用のはがきの送料であることを確認した旨の説明があり、運用指針の「資産形成につながるものでないこと」にも抵触していないものと判断した。

(3) 結論

以上のとおり、「平成21年度県政調査費の支出について、議会自ら制定した運用指針から逸脱した用途がある。」とする請求人の主張には理由がない。

4 意見

監査の結果は上記のとおりであるが、監査委員としての意見を次のとおり付記する。

県政調査費については、議会の自律性が尊重され、議会自らが適正な運用を図るべきものとされている。

県議会においては、平成21年度から県政調査費に係る支出について領収書等の証拠書類の写しの添付を義務付けるなど、県政調査費の適正化、透明化に努力してきた。

今後も、これまでの県政調査費制度の運用を踏まえ、下記の点にも留意しながらよりよい県政調査費制度の推進を図るよう期待するものである。

記

使途等が運用指針に適合していることが証拠書類だけでは判断できず、議会事務局による口頭確認で補っているものが少なからず見受けられた。

県民は、県政調査費の具体的な支出内容について、情報公開に供されている証拠書類等の資料によってのみ知ることができるのであり、証拠書類は透明性の確保の観点から、各党派及び各議員の県政調査活動に支障のない範囲で、運用指針に適合していることが確認できる資料となるよう要望するとともに、議会事務局においては議長の調査権限に基づき、より一層審査の充実を図られたい。

県政調査費の運用指針(抜粋)

(趣旨)

第 1 この指針は、県政調査費の適正な運用を図るために各会派が参照すべき事項を定めるものとする。

(県政調査費を充当できる活動)

第 2 会派が県政調査費を充当できる活動については、別表のとおりとする。

(基本的な原則)

第 3 会派が県政調査費を充当する際の基本的な原則は、別記 1 のとおりとする。

(使途基準の留意事項等)

第 4 埼玉県県政調査費の交付に関する規程(以下「規程」という。)第 6 条で規定する別表の使途基準について留意すべき事項等は、別記 2 のとおりとする。

(証拠書類)

第 5 規程第 7 条第 2 項の規定により提出する証拠書類の写しについては、別記 3 のとおりとする。

2 規程第 7 条第 2 項ただし書に規定する証拠書類は、調査研究費、会議費及び広聴費に係るものとする。

(様式)

第 6 規程第 7 条第 2 項の規定により証拠書類の写しを提出するときは、別記様式第 1 号及び別記様式第 2 号により行うものとする。

2 第 3 で規定する基本的な原則に基づき会派から議員へ包括的な委託を行う場合は、別記様式第 3 号により行うものとする。

附 則

この指針は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

県政調査費を充当する際の基本的な原則

1 社会通念上妥当な範囲内の実費に充当するものであること

県政調査費は議員の職務の一環として行う県政調査活動のために支出する経費であり、社会通念上妥当な範囲内に充当しなければならない。

- ・ 議員本人の食事代は、会議・会合等の際に必要性がある場合に充当することができる。

県政調査費は、県政調査活動に実際に要した経費(実費)に充当することを原則とする。

配偶者、被扶養者、同居者など生計を一にする者や自らが代表者・役員等の地位にある法人に対する支出は、実費の弁償ではないとみなされるおそれがあるため慎重な対応を要する。

2 資産形成につながるものでないこと

不動産、車等の高額な物品の購入に充てることはできない。

県政調査活動のために必要な事務所の造作を行う以外は、事務所の改修・改造費用など資産価値を高めたり、資産形成につながるおそれのある支出に県政調査費を充当することはできない。

3 関係書類を整理・保管すること

活動内容や証拠書類の整理・保管を行わなければならない。

- ・ 外部団体等への調査委託、補助職員の雇用、事務所の借り上げ、自動車や高額備品のリースなどについては、契約書を作成すること。
- ・ 会派及びその所属議員の調査研究の内容及び経費の内訳を記載した調査研究報告書とその添付書類などの書類については、必ず会派において整理・保管すること。

4 会派から議員への委託手続

会派の所属議員が個々に行う県政調査活動に県政調査費を充てるに当たっては、会派から所属議員に対し、県政調査活動に関する包括的あるいは個別的な委託の手続きを行うことが望ましい。

- ・ 会派は当該議員の支出に係る領収書等の証拠書類をもとに、使途基準に合致していることを確認すること。

5 按分の考え方

県政調査費は、県政調査活動のみに充当できる。

その他の活動(政党活動、後援会活動等)と混在する場合は、議員の活動実態に応じて会派が定めた割合により按分して充当することができる。

6 公職選挙法等他の法令に抵触しない支出に充当すること

会議・会合等を開催する場合の留意点

県政調査活動の一環として、飲食を伴う会議や会合等を開催する場合には、十分留意する必要がある。

出席者	食事の提供	食事に関する出席者の実費負担	湯茶、通常程度の茶菓の提供
選挙区内にある者	×		
選挙区外にある者			

会議・会合等に参加する場合の留意点

県政調査活動の一環として、選挙区内の各種団体等が主催する会議・会合等に参加する場合、会費制の会議・会合等における「会費」以外の支出を行うことは、禁止された寄附に該当することになる。

7 県政調査費を充当するのに適しない例

政党活動への支出、選挙活動への支出、後援会活動への支出、私的経費への支出

項 目	広報紙（誌）等発行費
内 容	県政調査活動として行う広報紙（誌）等の作成・発行に要する経費
例 示	広報紙（誌）・県政調査報告書等の印刷・製本代、原稿料、委託料、デザイン代、写真代、コピー代、はがき代、新聞折込代、送料等

留 意 事 項 等

留意事項

- 1 主に県民を対象として会派が発行した県政に関する広報紙（誌）等であること（原則として会派名を記載すること。）。
- 2 県民等からの意見・要望等を受け付けるための電話番号、電子メールアドレス等を記載すること。
- 3 発行した広報紙（誌）や契約書等は保管しておくこと。
- 4 送料
 ポスティング代を含む。

項 目	県政報告等活動費
内 容	県政調査活動として行う県政報告会や街頭広報等に要する経費
例 示	交通費、会場・機器等借上代、看板代、茶菓代、資料購入費、資料作成費、通訳・速記代、機材費、自動車リース代、道路使用許可申請手数料等

留 意 事 項 等

1 対象となる活動の例

- (1) 県政報告会、政策講演会、対話集会等
- (2) 街頭・駅頭や広報車での活動等

2 留意事項

(1) 交通費

バス・電車代：乗車賃のほか、急行・特急料金等（新幹線利用を含む）に充当できる。ただし、グリーン料金は活動遂行上必要性が高い場合に充当できる。

タクシー等：効率的で円滑な活動が行える場合に充当できる。

ガソリン代：「活動補助費」の中の「交通費」に一括して計上する。

駐車場代・高速道路代に充当できる。

(2) 茶菓代

県政報告会等に伴う茶菓代に充当できる。

公職選挙法に抵触しない範囲であること。

社会通念上妥当な金額の範囲内で充当できる。

(3) 自動車リース代

広報車の看板の記載内容は、公職選挙法に抵触しない範囲であるとともに、会派の名称を記載すること。

項 目	事務費
内 容	県政調査活動のため必要な事務に要する経費
例 示	事務用品代（文具・コピー用紙等）、備品購入費、備品等修理費、事務機器リース・保守料、固定電話使用料、インターネット接続経費・使用料、ケーブルテレビ利用料、光熱水費、送料、茶菓代、来客等駐車場賃借料、携帯電話使用料、名刺代、負担金等

留 意 事 項 等	
留意事項	
1	<p>備品購入費 3万円を超える場合には充当できない。</p>
2	<p>光熱水費 独立した事務所以外にも使用する場合には、面積で按分すること。</p>
3	<p>茶菓代 (1) 県民等からの相談や要望等を聴取するために必要な場合は、充当することができる。 (2) 公職選挙法に抵触しない範囲であること。 (3) 社会通念上妥当な金額の範囲内で充当できる。</p>
4	<p>負担金 (1) 会社等が事業用に借りている事務所を利用している場合等で、事務所の事務用リース機器などを利用する場合に会社等に支払う。 (2) 負担金に関する契約書類を作成すること。</p>

項 目	交通費
内 容	県政調査活動のため日常的に必要な交通費
例 示	電車代、バス代、タクシー代、高速道路料金、駐車場代、ガソリン代、自動車の維持管理費、自動車リース代等

留 意 事 項 等

留意事項

- 1 議員が別に費用弁償を受ける場合には、県政調査費を充当できない。
- 2 電車代、バス代
 - (1) 乗車賃のほか、急行・特急料金等(新幹線利用を含む)に充当できる。
ただし、グリーン料金は活動遂行上必要性が高い場合に充当できる。
 - (2) Suica(スイカ)等のプリペイド式カードについては、県政調査活動専用のカードにチャージした額を充当することができる。
- 3 タクシー代
効率的で円滑な活動が行える場合に充当できる。
- 4 駐車場代
事務所用の日常的な駐車場代は「事務費」の「来客等駐車場賃借料」に計上すること。
- 5 ガソリン代
 - (1) 「調査研究・政策立案活動費」と「広聴・広報活動費」のガソリン代を一括計上すること。
 - (2) 会期中に給油した分には充当できない。
- 6 自動車の維持管理費
 - (1) 自家用車及びリース車の日常の維持管理費用(自動車諸税、車検費用、自賠責保険、オイル等の消耗品)に充当できる。
 - (2) 任意保険料や事故修理費用に係る経費には充当できない。
- 7 自動車リース代
 - (1) リース期間満了後に所有権が会派、議員、配偶者・被扶養者・同居者など生計を一にする者、自らが代表者・役員等の地位にある法人等に移転する場合は、資産形成につながるため充当できない。
 - (2) 任意保険料や事故修理費用に係る経費には充当できない。
 - (3) 県政調査活動専用の自動車の場合には100%充当できる。

証拠書類

埼玉県県政調査費の交付に関する規程第7条第2項の規定により議長へ写しを提出する証拠書類には、次のものがある。

(1) 領収書等

領収書等の例

領収書、レシート、口座振込記録(例：ATM利用明細)、口座引落記録(例：預金通帳) 原則として領収書を徴するものとする。

領収書に一般的に記載されている事項

- ア 年月日
- イ 金額
- ウ 用途(「ただし、代として」など何に支出されたか分かるような記載)
- エ 発行者
- オ 宛名(会派名又は議員名)

領収書等は「領収書等貼付用紙^{ちようふ}」に貼付し、その写しを議長に提出するものとする。

領収書等に用途、宛名などに掲げた一般的記載事項の一部が記載されていない場合は、「領収書等貼付用紙^{ちようふ}」の余白に補記する。

「領収書等貼付用紙^{ちようふ}」の用途欄に用途を記入する際は、用途基準の「主な例」を参考にすること。

按分した場合は、積算方法を「領収書等貼付用紙^{ちようふ}」の余白に記載する。

(2) 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例：電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

資料 2

埼玉県職員措置請求書

埼玉県議会・会派：埼玉県政調査研究会、政調費公開の会、無所属刷新の会、高志会、元気塾、貫徹の会に対して交付している平成 21 年度県政調査費の用途にかかる不当支出の件

埼玉県監査委員 殿

平成 22 年 10 月 8 日

請求者 川越市 塚本千恵子

1) 請求の対象者

埼玉県知事 上田 清司

2) 請求の要旨

埼玉県知事は、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、埼玉県議会の会派に県政調査費を交付している。

県議会では、平成 21 年 4 月に「県政調査費の運用指針」（以下「指針」という。）を制定し、その「指針」制定については、「県議会だより 117」にも掲載され、広く県民に報じられた。

平成 21 年度県政調査費の支出について、議会自ら制定したその指針から逸脱した用途があるため、知事は、各会派に対して、下記支出の返還請求をするよう要求する。

3) 請求の理由

（以下には、当該会派の領収書ファイルのページ番号、領収書貼付用紙に記載された整理番号、金額と共にそれぞれ記載する。）

(A) 埼玉県政調査研究会 P1・P2「整理番号 14 - 1 ~ 2」¥21,683

5月29日 11:29 ¥6,710 のガソリン代の支払いは、5月臨時会が開かれた日である。臨時会の会期は一日であったが、本会議は 10:05 より開かれ 15:13 に閉会となった。11:29 にはまだ臨時会は閉会していないため、指針 P20 の交通費『留意事項 1、議員が費用弁償を受ける場合には、県政調査費を充当できない。』及び、留意事項 5『(2) 会期中に給油した分には充当できない。』に抵触している。返還要求額 ¥3,355

(B) 政調費公開の会 P12「整理番号 121」21年7月3日 ¥20,655 ガソリン代 6 月分。

6 月中の給油日と給油量の記載がなく、「指針」の P21・証拠書類の(1)のにある『一般的記載事項の一部が記載されていない場合は「領収書貼付用紙」の余白に補記する』が守られていない。指針から逸脱している。

支払日が 7 月 3 日であるが、6 月定例会の会期中である。

領収書には「6 月分ガソリン代」の記載がされているが、6 月 3 日 ~ 5 日には当該議員は環境農林常任委員会視察があり、また 6 月定例会などで費用弁償を受けている

日の給油と重複していないという証明ができていない。

「指針」P2の基本原則の3「関係書類を整理保管すること」に抵触する。

一か月毎に支払うのであれば、給油時の納品書添付が不可欠であり、一般的な記載事項が欠落した領収書は証拠書類とは認められない。また、この月払い領収書だけでは、「埼玉県県政調査費交付規程第7条に規定する「証拠書類」にはならない。

返還要求額 ￥20,655

- (C) 政調費公開の会 P35 「整理番号223」21年9月25日 ￥7,800 郵送費
EMS第2Bは、そもそも国際郵便である。第2Bは北米や中米に何らかのものを郵送した料金であると思われる。県政調査費の交付に関する条例第一条の趣旨『議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として』に反する支出である。

返還要求額 ￥7,800

- (D) 刷新の会 P94 「整理番号0-50」21年6月5日 ￥4,876 消耗品
当該支出は、「事務費」になっているが、そもそも同指針のP17の「事務所費」の(6)に相当するものと言える。また、85%の按分で県政調査費として支出しているが、購入品の内容では、トイレ消臭剤が一度に6個、トイレクイックルが一度に6個など、大量にしており、何をどのような量で購入しても、また按分してあったとしても県政調査費として認められるわけではない。「指針」のP2にある「県政調査費を充当する際の基本的な原則」の1に『社会通念上妥当な範囲内の実費に充当するものであること』に抵触する。返還要求額 ￥4,876

- (E) 刷新の会 P83 「整理番号S-246」広報誌等発行費 3月1日 ￥10,000
刷新の会 P59 「整理番号S-181」広報誌等発行費 12月8日 ￥8,000
刷新の会 P43 「整理番号S-120」広報誌等発行費 9月8日 ￥4,000
刷新の会 P54 「整理番号S-161」広報誌等発行費 11月24日
￥31,840

刷新の会 P12 「整理番号S-32」広報誌等発行費 5月8日 ￥8,000

刷新の会 P11 「整理番号S-31」広報誌等発行費 5月8日 ￥8,000

上記支出は、それぞれ切手やハガキの購入代金になっている。大量の切手やハガキは金券ショップなどで換金できるものであるため、県民の誤解を招くものである。「指針」のP2にある「県政調査費を充当する際の基本的な原則」の2に『資産形成につながるものでないこと』に抵触する。広報誌の送料は、郵便局の窓口において料金別納によって支払うべきであって、発送通数などが明確になるようにすることで、県政調査費としての支出の証拠書類と言えるものである。返還要求額 ￥69,840

- (F) 刷新の会 P1 「整理番号S-1」広報誌等発行費 4月1日 ￥2,400

「フレーム」とは、80円切手が10枚のシート切手であり、デザイン性によって割高になっている切手シートである。切手として利用する場合は1枚80円としての利用価値しかない。これは切手収集者のための趣味の切手であると言える。広報誌を県民に郵送する場合、5割も高い送料ということになる。公費を使うにあたり、「指針」のP2にある「県政調査費を充当する際の基本的な原則」の1に『社会通念上妥当な範囲内の実費に充当するものであること』に抵触する。

返還要求額 ￥2,400

(G) 高志会 P 3 「整理番号 4 」 県政報告等活動費 7 月 1 7 日 ¥ 2 0 , 0 0 0 スピーカー代

高志会 P 4 「整理番号 5 」 県政報告等活動費 7 月 1 7 日 ¥ 2 0 , 0 0 0 スピーカー代

高志会 P 5 「整理番号 6 」 県政報告等活動費 7 月 1 7 日 ¥ 2 4 , 6 8 0 スピーカー代

上記領収書 (スピーカー代) は、領収書ナンバーが連続しており、同日に同時に買ったものである。県政報告等活動費では機材の上限が設定されているわけではないものの、事務費の備品購入費の上限が三万円に設定されていることから、それに準じて三万円を超えない金額になるよう、領収書を 3 枚にしたとも推認される。

その上、複数台のスピーカーを買うことは考えにくいので、領収書を 3 枚に意図的に分けて、収入印紙の貼付を省いたのではないかと考えられる。

高志会 P 2 0 「整理番号 1 5 」 事務費 9 月 1 0 日 ¥ 2 6 , 5 6 5 キャビネット送料

高志会 P 2 1 「整理番号 1 6 」 事務費 9 月 1 0 日 ¥ 2 4 , 1 5 0 キャビネット代

高志会 P 2 2 「整理番号 1 7 」 事務費 9 月 1 0 日 ¥ 2 7 , 3 0 0 キャビネット代

上記領収書 (キャビネット代及び送料) は、領収書ナンバーが連続しており、同日に同時に購入したものである。事務費の備品購入費の上限が三万円に設定されていることから、それに抵触しないよう三万円を超えない金額で、キャビネットを 3 台購入したか、又はキャビネットは単体であるのに、領収書のみを分割し、3 枚に意図的に分けて、収入印紙の貼付を省いたのではないかと考えられる。

高志会 P 2 6 「整理番号 2 4 」 事務費 9 月 1 9 日 ¥ 2 5 , 2 0 0 スチールラック代

高志会 P 2 7 「整理番号 2 5 」 事務費 9 月 1 9 日 ¥ 2 5 , 2 0 0 スチールラック代

高志会 P 2 8 「整理番号 2 6 」 事務費 9 月 1 9 日 ¥ 2 4 , 5 7 0 ワゴン送料

上記領収書 (スチールラック代・ワゴン及び送料) は、領収書ナンバーが連続しており、同日に同時に購入したものである。事務費の備品購入費の上限が三万円に設定されているところから、それに抵触しないよう三万円を超えない金額で領収書を 3 枚に意図的に分けて、収入印紙の貼付を省いたのではないかと考えられる。

ましてや、9 月 1 0 日 (整理番号 1 5 ~ 1 7) 購入のキャビネット代領収書より、9 月 1 9 日の領収書ナンバーが若くなっており、不自然さが見られる。

さて、上記合計 9 枚の領収書について、販売業者が取引を分割しないまま受領金額が 3 万円未満となるように分割して発行した場合、印紙税法上明確な禁止規定がないため追徴課税は出来ないとされている。なお、印紙が貼付されていない領収書であっても、領収書としての有効性には変わりはないとされているが、あえて収入印紙の貼付を免脱する行為を業者が行ったことに対して県議会議員がそれを容認し、県政調査

費の証拠書類に使用することを今後も認めてしまうとなれば、「指針」P18事務費の留意事項の1『備品購入費3万円を超える場合は充当できない』においては、領収書を分割発行することによってすべて県政調査費で認めることになり、同指針のP2の『2資産形成につながるものでないこと』と記載されてあっても、指針に抵触するかどうかの判断はきわめて恣意的なものとなってしまう。上記領収書を証拠書類と認めることはできない。返還要求額 ￥217,665

(H) 元気塾「整理番号32」21年5月30日¥16,257 5月分ガソリン代(6月22日) 元気塾「整理番号39」21年6月22日¥16,257ガソリン代

上記の2件は、領収書(012037)と、領収書(090060525)を同一の支払いに対して、重複して領収書を発行させ使用している。二重に領収書を使用することで、県政調査費を詐取したものと言える。

「整理番号32」21年5月30日¥16,257 5月分ガソリン代(6月22日)は、給油日の記載がなく、「指針」のP21・証拠書類の(1)の にある『一般的記載事項の一部が記載されていない場合は「領収書貼付用紙」の余白に補記する』を守っていない。領収書には「5月分ガソリン代」とだけ記載されており、臨時会や視察など費用弁償を受けている日に給油した可能性など、費用弁償を受けている日と重複していないという証明ができていない。

一か月毎に支払うのであれば、給油時の納品書添付が不可欠である。指針P21の(1)の にある『一般的な記載(給油日・購入日)事項』が欠落した領収書は証拠書類とは認められない。

6月22日は6月定例会開会日であるため、整理番号39・領収書(090060525)は、指針P20の交通費『留意事項1、議員が費用弁償を受ける場合には、県政調査費を充当できない。』及び留意事項5『(2)会期中に給油した分には充当できない。』に抵触している。

そもそも給油した内容記載がない領収書は、証拠書類として具備していなければならない「単価」「給油量」の記載がないことから、証拠書類として認められない。

返還要求額 ￥32,514

(I) 元気塾「整理番号48」21年7月30日¥13,427 7月分ガソリン代として

7月中の給油日の記載がなく、「指針」P21の(1)の にある『一般的な記載事項の一部が記載されていない場合は「領収書貼付用紙」の余白に補記する』が守られていない。領収書には「7月分ガソリン代」とだけ記載されており、委員会視察などで費用弁償や日当を受けている日に給油した可能性など、費用弁償を受けている日と重複していないという証明ができていない。

一か月毎に支払うのであれば、給油時の納品書添付が不可欠である。

証拠書類として具備していなければならない「単価」「給油量」「給油日」の記載がないことから、証拠書類として認められない。返還要求額 ￥13,427

(J) 元気塾「整理番号50」21年10月1日¥4,934ガソリン代

10月1日は、本会議のために当該議員に対して費用弁償が払われている上に、9月定例会の会期中であるため、指針P20の交通費『留意事項1議員が費用弁償を受

ける場合には、県政調査費を充当できない。』及び、同留意事項5『(2)会期中に給油した分には充当できない。』に抵触している。返還要求額 ¥4,934

(K) 元気塾「整理番号18」21年10月31日 ¥13,055 ガソリン代

領収書番号090061025は、そもそも給油した内容記載がない。証拠書類として具備していなければならない「単価」「給油量」「給油日」の記載がないことから、証拠書類として認められない。返還要求額 ¥13,055

(L) 元気塾「整理番号27」22年1月5日 ¥4,988 ガソリン代

領収書番号090061225は、そもそも給油した内容記載がない。証拠書類として具備していなければならない「単価」「給油量」の記載がないことから、証拠書類として認められない。返還要求額 ¥4,988

(M) 元気塾「整理番号68」22年3月5日 ¥9,277

3月5日は2月定例会開会日であるため、指針P20の交通費『留意事項1、議員が費用弁償を受ける場合には、県政調査費を充当できない。』及び、留意事項5『(2)会期中に給油した分には充当できない。』に抵触している。

そもそも給油した内容記載がない領収書は、証拠書類として具備していなければならない「単価」「給油量」の記載がないことから、証拠書類として認められない。

返還要求額 ¥9,277

(N) 貫徹の会「整理番号4」P1平成21年11月17日 ¥284,500 ハガキ代

当該会派は、小島進議員の一人会派であったが、平成21年11月25日に議員辞職したため、会派は消滅したと議会事務局職員から聞き及ぶ。その辞職間際の11月17日に大量のハガキを購入している。県政調査費の趣旨は、「議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として会派に交付」されているものであって、辞職のわずか8日前に調査研究のために5,690枚ものハガキ購入は、後援会活動、選挙活動などの色合いが濃い。この支出がどのように調査研究に必要であったのかの証明がされなければならない。ましてや、ハガキなどは金券ショップで換金できるものであるなど、「指針」のP2の「2資産形成につながるものでないこと。」に抵触する。

返還要求額 ¥284,500

4) 地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

事実証明

本請求書本文内に記載した領収書コピー（情報開示されたもの）などの一切を添付する。

以上

(資料名を記載、内容は略)

県政調査費 領収書等貼付用紙 21年4月11日、21年4月12日 21,683円
調査活動ガソリン代

県政調査費 領収書等貼付用紙 21年7月3日 20,655円 ガソリン代(6月分)
支払い

県政調査費 領収書等貼付用紙 21年9月25日 7,800円 郵送費

県政調査費	領収書等貼付用紙	21年6月5日	4,876円	消耗品(ティッシュ、トイレマジックリン外)
県政調査費	領収書等貼付用紙	22年3月1日	10,000円	葉書代
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年12月8日	8,000円	切手代
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年9月8日	4,000円	切手代
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年11月24日	31,840円	切手代
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年5月8日	8,000円	切手代
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年5月8日	8,000円	切手代
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年4月1日	2,400円	切手代
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年7月17日	20,000円	県政報告用スピーカー1台
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年7月17日	20,000円	県政報告用スピーカー1台
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年7月17日	24,680円	県政報告用マイク・チューナー
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年9月10日	26,565円	参考資料・参考図書 の整理用キャビネット1台
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年9月10日	24,150円	参考資料・参考図書 の整理用キャビネット1台
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年9月10日	27,300円	参考図書・参考資料 整理用キャビネット1台
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年9月19日	25,200円	参考図書・参考資料 ・議会配布資料の整理のためのスチールラック1台
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年9月19日	25,200円	参考図書・参考資料 ・議会配布資料の整理用スチールラック1台
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年9月19日	24,570円	参考図書・参考資料 ・議会配布資料の整理スチールラック1台
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年5月30日	16,257円	ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年6月22日	16,257円	ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年7月30日	13,427円	ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年10月1日	4,934円	ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年10月31日	13,055円	ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	22年1月5日	4,988円	ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	22年3月5日	9,277円	ガソリン代
県政調査費	領収書等貼付用紙	21年11月17日	284,500円	はがき代